

○松本市最低制限価格制度実施要綱

平成20年5月30日

告示第340号

最終改正 令和元年8月28日告示第100号

改正箇所：朱書き下線部

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、本市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等（測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）の競争入札に最低制限価格を設けることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象入札)

第2条 最低制限価格を設ける競争入札（以下「対象入札」という。）は、設計金額が130万円を超える建設工事（建築物等の解体及び撤去に関するものを含む。）及び50万円を超える建設コンサルタント業務等のうち、契約管財課長等（松本市財務規則（平成3年規則第10号。以下「規則」という。）第107条に規定する者をいう。以下同じ。）が指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約管財課長等は、特に必要と認めるときは、設計金額が50万円以下の建設コンサルタント業務等を最低制限価格を設ける競争入札として指定することができる。

(建設工事に係る最低制限価格の設定)

第3条 建設工事に係る最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合算額（以下「合算額」という。）に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.45を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.45を乗じて得た額とし、予定価格に10分の8.95を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の8.95を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、契約管財課長等は特に必要と認めるときは、最低制限価格を予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た

額までの範囲内の額とすることができる。

- 3 最低制限価格は、規則第109条に定める予定価格調書に併記するものとする。
 (建設コンサルタント業務等の最低制限価格の設定)

第4条 建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格は、次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに予定価格の算出の基礎となった同表1から4までの欄に掲げる額の合算額(以下「合算額」という。)に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額に、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とする。

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に100分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に100分の6を乗じて得た額	諸経費の額に100分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	技術経費を用いる場合	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に100分の6を乗じて得た額
削除				
土木関係の建設コンサルタント業務	技術経費を用いない場合	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に100分の9を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の額に100分の8を乗じて得た額	諸経費の額に100分の4.8を乗じて得た額
補償関係の建設コンサルタント業務	技術経費を用いる場合	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に100分の6を乗じて得た額
削除				
補償関係の建設コンサルタント業務	技術経費を用いない場合	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額
				一般管理費等の額

<u>費用を いない 場合</u>	に10分の9を 乗じて得た額	額に10分の 4.5を乗じて 得た額
---------------------------	-------------------	--------------------------

2 最低制限価格は、規則第109条に定める予定価格調書に併記するものとする。

(入札者への周知)

第5条 この要綱の円滑な運用を図るため、契約管財課長は、対象入札について、規則第106条の規定による入札の公告及び規則第117条第2項の規定による指名競争入札通知書に、対象入札であることを記載するとともに、入札執行に当たり次に掲げる事項について説明を行うものとする。

- (1) 政令第167条の10第2項の規定の適用があること。
- (2) 最低制限価格を下回った入札を行った者（以下「失格者」という。）は、落札者（事後審査型一般競争入札の場合は第1順位の落札候補者。以下同じ。）とならないこと。
- (3) 失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できないこと。

(落札者の決定)

第6条 入札執行者は、最低制限価格を下回る価格の入札があったときは、当該入札を行った者に政令第167条の10第2項の規定により、落札者としないう旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者があるときは、入札執行者は、このうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。

(入札見積経過書への特記)

第7条 契約管財課長は、当該入札結果等を松本市入札結果等公表要綱（平成11年告示第95号。以下「公表要綱」という。）の規定により公表しようとするときは、公表要綱第3条第2項に規定する入札見積経過書に最低制限価格制度対象入札と記載するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年6月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（平成21年3月31日告示第166号）

この告示は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知

に係るものから適用する。

附 則（平成21年8月31日告示第479号）

この告示は、平成21年9月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（平成22年11月22日告示第674号）

この告示は、平成22年11月22日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（平成23年3月31日告示第144号）

この告示は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（平成23年5月25日告示第314号）

この告示は、平成23年5月25日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（平成23年11月1日告示第497号）

この告示は、平成23年11月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（平成25年6月14日告示第295号）

この告示は、平成25年6月17日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（平成25年12月4日告示第508号）

この告示は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第8号に規定する資産の譲渡等をいう。）が行われるものに係る入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（平成27年3月31日告示第141号）

この告示は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（平成28年5月17日告示第253号）

この告示は、平成28年6月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（平成29年4月21日告示第125号）

この告示は、平成29年5月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（平成30年4月24日告示第119号）

この告示は、平成30年6月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知

に係るものから適用する。

附 則（平成31年3月29日告示第69号）

この告示は、平成31年4月1日から施行し、平成31年10月1日以降に資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第8号に規定する資産の譲渡をいう。）が行われるものに係る入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（令和元年8月28日告示第100号）

この告示は、令和元年9月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。